

別紙 1 当初予算要求要領

1 基本的事項

当初予算は、既存の施策について、行政関与の必要性、民間活力の導入、経費支出の効率化、費用負担のあり方、費用対効果等について改めて検証し、各種施策の成果及び優先順位について厳しい評価を加え、ゼロベースの視点に立ち、事業の「選択と集中」を行い要求すること。また、将来の財政負担を十分考慮の上、要求すること。

なお、施策の見直しや事業の再構築に当たっては、市町村や関係団体等に対して県の財政状況について十分説明の上、協議調整を行い、相互理解と共通認識に立って予算要求をすること。

併せて、創意工夫を凝らし、新たな財源の確保に努めること。

- (1) 国、県、市町村、各種団体、住民との役割分担を十分に検討するとともに、相互の財政秩序の明確化を図り、県として財政関与する必要性、優先順位等を精査すること。

特に、新規施策については、県が関与する必要性、緊急性、事業効果等を十分に検討し、既存事業の廃止、整理縮小を図った上で要求すること。

- (2) 自らの判断と責任において、すべての事務事業について意義を根底から問い、効果や期間、行政の責任範囲などについて厳しく洗い直し、事業の統廃合等の整理合理化を積極的に進めるとともに、事業の重点化に努めること。

また、事業の有効性、経済性、効率性等を十分に確保することはもとより、「重点戦略マネジメント」に係る政策協議において方向性が確認されたものについては、その結果を踏まえて対応すること。

- (3) 投資的経費については、その財源として発行する県債の償還や整備後の維持管理費用などの後年度負担を念頭に置くとともに、事業の優先順位、費用対効果等を十分に検証した上で要求すること。

特に、公共事業については、要求基準内で要求することはもとより、国への要望、補助申請に当たっても、財政課と協議の上、国に対して本県の財政状況を十分説明し、申請する事業について調整を図ること。直轄事業負担金については、国と事前に協議を行い、本県としての優先順位が反映されるよう十分な調整を図ること。

県単公共事業等についても、事業の優先順位や費用対効果等を踏まえ、真に

緊急かつ必要な事業に限定して要求すること。また、国庫補助事業の採択基準に適合する箇所は要求しないこと。

なお、いずれの事業も通年予算であることに十分留意し、関係機関との調整を行うこと。

- (4) 県民利用施設の整備については、県民ニーズ等の分析を的確に行うとともに、類似施設の整備状況や市町村との役割分担等の観点から、施設の必要性や規模を厳格に検証した上で要求すること。
- (5) 地方交付税の基準財政需要額への算入を根拠とした予算要求については、実算入額の推移など地方財政措置全体の動向を踏まえるとともに、その必要性について十分に検証すること。
- (6) その他の事業については、一般財源の確保が困難な状況を踏まえ、県単独事業はもとより、国庫補助事業についても、その必要性、費用対効果等を十分に検証した上で要求すること。また、国庫補助金等の廃止、縮減に伴う県費肩代わりや県単独上乘せは行わないこと。

なお、国の経済対策による基金を活用した事業の対応については、平成23年度の政策経営会議で確認された方針によること。

また、県の実施する各種研修、専門家派遣事業など、個人・企業等が個別にサービスを受ける事業について、より適切な自己負担を求めるとともに、実施においては経費の圧縮を図るよう、手法等を工夫すること。

さらに、市町村や団体等と協働で実施する事業における県の経費負担割合等についても、幅広く検討すること。

- (7) 県単補助金については、社会経済情勢の変化等を踏まえて、引き続き積極的に見直し検討を行った上で要求すること。特に、各種団体等に対するものについては、団体等における自主財源の確保、補助対象の明確化等について十分な検討を加えた上で要求すること。
- (8) 分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金等の特定財源の確保に努めるとともに、各種基金を財源としている事業については、基金原資を計画的かつ有利に活用するよう検討し、要求すること。
- (9) 複数部局において推進する事業については、事前に当該部局間の調整を行い、事業相互の重複を防ぎ、適切に要求すること。

また、組織や運営方法の変更等を伴うものについては、人事課と組織、人員及び運営方法の協議が整っているものに限り要求を認めるものであること。

- (10) 公社等の県出資法人等については、「特定指導法人の見直し基本方針」の早期実現に努めるなど、統廃合を含め、組織体制等のあり方を見直すとともに、自主財源の充実強化、経営の効率化、事業の見直し等を進めること。

2 歳入

(1) 県税

税制改正の内容、経済動向等を適切に反映させるとともに、プログラムに掲げた滞納額の縮減と徴収率の向上の目標を反映しながら、見込まれる年間収入を見積もること。

(2) 分担金及び負担金

事業による受益の程度を十分に検証し、類似の分担金・負担金と比較検討の上、適正な負担割合により要求すること。

(3) 使用料及び手数料

受益者負担の原則に基づき、適切かつ積極的な見直しを行い、その適正化を図ること。また、法令、地方財政計画の改正、施設の改築等により改定すべきものなどについては、速やかに対処すること。

なお、決算状況を踏まえた適切な計上に努めること。

(4) 国庫支出金

国の予算編成の動向を的確に把握するとともに、国庫補助制度を十分に精査し、本県の実情に即した適切な導入に努めること。

(5) 財産収入

未利用県有地等の財産の現況を的確に把握し、将来的に利用する予定のないものについては、財源の確保を図る観点から、早期処分に努めること。

また、貸付等による利活用が適当な土地建物については、貸付等による収入確保を図ること。貸付等に当たっては、一般競争入札の導入等、新たな手法を積極的に検討すること。

(6) 県債

「とちぎ行革プラン」に掲げた目標を踏まえるとともに、国の地方債計画等を参考に、後年度負担を十分に考慮すること。

(7) その他

創意工夫を凝らし、新たな自主財源の確保に努めること。

税外収入については、「債権管理の適正化のための取組方針（改定版）」に

基づき、滞納の未然防止、法的措置を含めた債権回収の強化を図るなど、より一層適切な債権管理に努めること。

なお、新たに広告料収入を確保した場合は、その決算額に応じ翌年度の要求基準額に加算措置を講じることとしていること。

3 歳出

(1) 給与関係経費

歳出予算の大きなウエイトを占める経費であり、財政硬直化の大きな要因となっていることから、職員数の削減等を着実に実施するなど、総人件費の抑制に努めることとし、プログラムに従って要求すること。

(2) 主要義務費

ア 議員報酬等は、現行制度（単価）によること。また、行政委員報酬は改定が予定されているので適切に要求すること。

イ 退職手当、恩給及び退職年金は、精査の上、現行制度による年間所要見込額を要求すること。

なお、退職手当については、今後の財政負担を把握する必要があることから、翌年度以降の所要見込額についても試算し、別途「退職手当所要額調」（様式13号）を提出すること。

ウ 医療費公費負担関係費及び社会福祉関係費は、国の概算要求状況等を的確に把握し、国の制度改革を織り込み、年間所要額を確実に見込むこと。ただし、国の新たな制度や施策の具体化に関連する事業については、現行制度により要求すること。

各種の県単制度については、社会経済情勢の変化、国の制度との整合性、受益と負担の公平性等に照らして妥当な制度であるか、将来にわたって持続可能な制度であるかなど、十分な検討を加え、適切な見直しを行った上で要求すること。

(3) 投資的経費

ア 各種の建設事業については、その必要性、優先順位、投資効果や将来の財政負担を十分に考慮し、計画的に実施すること。

イ 事業効果の早期発揮を図る観点から、継続事業の適切な推進を図ることを基本とすること。

ウ 新規事業の採択に当たっては、必要性や優先順位、後年度負担などについて

て十分検討を加えるほか、事業実施に団体等の負担を伴う場合には、適正な負担割合によること。

エ 施設の整備に当たっては、事前に現地調査及び関係部局との協議を十分に
行い、遺漏のないようにすること。

また、「建築工事積算調」（様式5号）を提出すること。

オ 公共工事については、常に効率的な執行等に意を用い、コストの縮減に努
めること。

カ 土地取得関係経費については、緊急性、必要性を検討した上で、別途対応
することとしているので、原則、予算要求は行わないこと。

(4) 県単補助金

既設の補助金は、別に示す基準（別紙2）により、徹底した見直し検討を進
めること。

また、県単補助金として扱っていない国庫補助事業に係る県費上乗せ補助金
についても、国、県、市町村、各種団体等との役割分担や社会経済情勢の変化
等を踏まえ、見直しを行うこと。

(5) 県単貸付金

県単貸付金については、貸付実績、民間の金融サービスの動向を踏まえて必
要性を見直すとともに、歳計現金が厳しい現状や金利情勢等を踏まえ、預託の
あり方、協調倍率、貸付条件等について精査すること。

(6) その他の経費

ア 「一般経費」として設定した施設の運営経費や経常的な事務事業費につい
ては、長期継続契約の活用など徹底した節減合理化に努めた上で要求するこ
と。

イ 国庫補助事業が一般財源化され県単事業となったものについては、漫然と
従来どおりの要求をすることなく、事業の必要性を含めて原点に立ち返った
見直しを行い、本県の実情に即した制度として再構築すること。

ウ 地方分権改革により、市町村に権限が移譲される事務に関連する事業費に
ついては、地方交付税の基準財政需要額への算入状況等を踏まえ、市町村と
費用負担について十分調整を行うこと。

エ 自動車の更新については、会計局会計課と協議の整ったものに限り要求す
ること。なお、新規購入は原則として認めない方針であること。

オ O A 機器の導入及びシステム開発に係る経費については、情報システム課

が一元的に調整を行うこととしているので、情報システム課と協議の整ったものだけに要求すること。

カ 旅費、需用費等の事務的経費については、常にコスト意識を持って節約に努め、より一層適切な執行と経費の縮減を図ること。

キ 本庁舎及び総合庁舎を除く各種施設の修繕は、教育施設及び警察施設に係るものについてはその所管部局が、その他の施設に係る営繕費については建築課が要求すること。

なお、施設の新築・増改築等は財政課に要求するものであるが、新築については、「土木・建築工事受託実施取扱要領」に基づき、規模、金額等を事前に財政課及び技術管理課と協議することとなっているので、留意すること。

特に、大規模な施設については、必要性や経済性、事業効果等について十分検討するとともに、事業の円滑かつ効率的な執行を確保するため、基本計画策定の段階から十分に建築課と協議すること。

また、施設の新増設に係る県有財産の取得及び利用計画等は、別途「公有財産増減計画書」により管財課と協議すること。

ク 国際交流に係る経費については、事前に国際課と協議すること。

ケ 臨時的な各種大会等に係る経費については、関係団体等と十分に調整を図り、所要経費を精査の上経費節減に努め、適正額を要求すること。

コ 行政資料については、広報、観光宣伝等のため、県民に対し無償配布することを前提にしたものを除き、入手を希望する者に対して有償頒布することとしているので、各種行政資料の印刷製本費の要求に当たっては、併せて適切な歳入を計上すること。

サ 東日本大震災からの復興対策については、東日本大震災復興推進基金の積極的な活用を図ることとし、事前に総合政策課と協議すること。

4 特別会計

特別会計は、その設置の趣旨を十分に踏まえつつ、一般会計に準じて関係事務事業の見直し検討を行った上で要求すること。

なお、社会経済情勢の変化により役割を終えているものについては、廃止又は整理縮小すること。特に貸付事業における事業繰越額の圧縮に努めること。

5 企業会計

企業会計の予算編成に当たっては、前記事項に準ずるとともに、常に経営コストを意識するなど経営感覚に立って、経営状況、今後の見通しについて十分検討を行い、安易に一般会計からの繰入れ等に依存しないこと。また、一般会計からの繰入れ等が必要な場合であっても、その額を圧縮するよう努めること。

6 その他

- (1) 新たに市町村の財政負担を伴う事業（負担割合の変更を含む）は、事前に市町村課と十分協議を行い、別途「市町村財政負担一覧表」（様式15号）を市町村課及び財政課に提出すること。
- (2) 外部監査、定期監査、随時監査、各種の検査等において指摘された事項については、その内容を十分に検討し、必要な措置を講じること。
- (3) 各年度に実施する各種統計調査は、「栃木県統計調査調整規程」に基づき、統計課と事前協議が整ったものにより要求すること。
- (4) 債務負担行為は、後年度における財政負担を義務付けるものであり、常に歳出予算等との関連において検討されるべきものであることを再認識し、内容を十分精査の上、適正なものについて必要最小限の額を「債務負担行為調書」（様式8号）により要求すること。
特に、出資法人等の債務保証、損失補償は、地方公共団体財政健全化法に係る健全化判断比率にも影響するため、将来の財政負担のリスクについても十分に分析・把握した上で要求すること。
- (5) 市町村総合交付金は、市町村課が一括して要求すること。なお、新たに交付金化する事業については、所管部局が要求すること。
- (6) 業務の外部委託については、人件費や事業経費の縮減等の費用対効果を十分検討した上で推進することとしていることから、「栃木県民間活力活用指針」に基づき検討すること。
- (7) 要求様式は、別添「当初予算要求書等様式一覧」のとおりであること。

別紙2 補助金等の整理合理化について

補助金等については、従来の慣行や前例等にとらわれることなく見直しを行うこととし、プログラムによるほか、次の基準に従い、十分検討を加え、徹底した整理合理化を図るものとする。

1 補助金等の廃止

次に掲げるものについては、廃止する。

- (1) 施策の浸透、モデル施設の一応の普及等により、特定の事業を奨励する目的が達成されたと認められるもの。
- (2) 一定期間補助を継続しても目的が十分達成されないもの、又は、補助効果が乏しいと認められるもの。
- (3) 社会経済情勢の変化により、実情に合わなくなったと認められるもの。
- (4) 現状において、受益者負担になじむものであり、財政負担することが適当でないもの。
- (5) 補助事業等の対象事業が収益を伴うものであり、他の措置によっても十分目的が達成できるもの。
- (6) 県と市町村の役割分担の明確化が図られた結果、県が財政負担する必要性がなくなったもの。
- (7) 零細なもの。
- (8) その他行政が関与すべき範囲を超えていると認められるものなど、補助金等として不適当なもの。

2 補助金等の減額

- (1) 存続させる補助金等については、既定の計画規模等の見直しや、事業の進捗率、執行状況、補助対象団体の収支等を適切に把握し、極力減額を図ること。
- (2) 低金利に伴う基本財産及び基金等の運用益の減少を安易に補助金に振り替えることのないよう、運用方法の改善など団体の自助努力を促すこと。

3 補助対象の重点化・明確化

補助対象の範囲、採択基準については、「選択と集中」の観点から重点化を図るとともに、県民への説明責任を十分に考慮し、対象経費をより明確化するなど、

透明性の向上に努めること。

4 終期の設定と達成目標の明確化

平成22年度当初予算において、全ての補助金について終期の設定を行うとともに、達成目標を明確にしたところである。

平成25年度に新設する補助金についても、終期設定及び達成目標の明確化を行うこと。

なお、平成24年度に終期を迎えるものについて、安易に継続は行わないこと。

5 補助率の見直し

高率又は特例的な補助率の見直しを行うとともに、補助目的が類似している補助金については、原則同一補助率とするなど、各種補助金間の整合性を確保すること。

6 統合メニュー化と事務手続きの簡素化

同一ないし類似目的の補助金等又は同一の者によって使用される補助金等は、統合・メニュー化を図るなど、引き続き、補助金等の事務手続きの簡素化を推進すること。